

## 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業 にかかる一部委託料について

平成30年4月1日からの介護報酬改定において、指定介護予防支援については報酬の改定が行われないことから、一部委託料については現行のとおりとする。

### 1 介護予防支援費

#### 1-1 基本単価

(現行) 介護報酬 430 単位/月・・・4, 781 円 (地域区分上乗せ含む)  
(430×11.12[2級地])

介護予防支援にかかる一部委託料

4, 207 円 (うち、消費税及び地方消費税 311 円)

#### 1-2 初回加算

(現行) 介護報酬 300 単位/月・・・3, 336 円 (地域区分上乗せ含む)  
(300×11.12[2級地])

初回加算にかかる一部委託料

1, 301 円 (うち、消費税及び地方消費税 96 円)

#### 1-3 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

(現行) 介護報酬 300 単位/月・・・3, 336 円 (地域区分上乗せ含む)  
(300×11.12[2級地])

連携加算にかかる一部委託料

2, 169 円 (うち、消費税及び地方消費税 160 円)

### 2 第1号介護予防支援事業

#### 2-1 基本単価

(現行) 介護報酬 430 単位相当/月・・・4, 781 円 (地域区分上乗せ含む)  
(430×11.12[2級地])

介護予防支援にかかる一部委託料

4, 207 円 (うち、消費税及び地方消費税 311 円)

#### 2-2 初回加算

(現行) 介護報酬 300 単位相当/月・・・3, 336 円 (地域区分上乗せ含む)  
(300×11.12[2級地])

初回加算にかかる一部委託料

1, 301 円 (うち、消費税及び地方消費税 96 円)

#### 2-3 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

(現行) 介護報酬 300 単位相当/月・・・3, 336 円 (地域区分上乗せ含む)  
(300×11.12[2級地])

連携加算にかかる一部委託料

2, 169 円 (うち、消費税及び地方消費税 160 円)